

議案第94号

久喜市手数料条例の一部を改正する条例

久喜市手数料条例(平成22年久喜市条例第68号)の一部を次のように改正する。

別表第1第1項中「450円」の次に「(久喜市印鑑登録及び証明に関する条例(平成22年久喜市条例第169号)第13条第3項に規定する端末機により証明書の交付を受ける場合については、1通につき 350円)」を、同表第25項、第27項及び第31項中「300円」の次に「(久喜市印鑑登録及び証明に関する条例第13条第3項に規定する端末機により証明書の交付を受ける場合については、1件につき 200円)」を加える。

別表第2第1項金額の欄ア中「第76項金額の欄ア及び第82項金額の欄ア」を「第77項金額の欄ア及び第83項金額の欄ア」に改め、同表第69項中「第3項」を「第5項」に改め、同項金額の欄アを次のように改める。

- ア 住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第6条の2第3項の確認書若しくは同条第4項の住宅性能評価書(いずれも長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に適合しているものに限る。第71項において同じ。)又はこれらの写しが提出された場合
- (ア) 一戸建ての住宅 新築の場合 8,000円 増築又は改築の場合 13,000円
- (イ) 共同住宅等(共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この項から第72項までにおいて同じ。) 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額
- a 床面積の合計(申請に係る住戸を含む一の建築物の床面積の合計をいう。以下この項において同じ。)が500平方メートル以内のもの
新築の場合 17,000円 増築又は改築の場合 25,000円
- b 床面積の合計が500平方

- メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 新築の場合 28,000円 増築又は改築の場合 42,000円
- c 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,500平方メートル以内のもの 新築の場合 52,000円 増築又は改築の場合 78,000円
- d 床面積の合計が2,500平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 新築の場合 78,000円 増築又は改築の場合 118,000円
- e 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 新築の場合 115,000円 増築又は改築の場合 173,000円
- f 床面積の合計が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの 新築の場合 199,000円 増築又は改築の場合 300,000円
- g 床面積の合計が20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの 新築の場合 257,000円 増築又は改築の場合 386,000円
- h 床面積の合計が30,000平方メートルを超えるもの 新築の場合 300,000円 増築又は改築の場合 451,000円

別表第2第69項金額の欄イを削り、同欄ウ中「又はイ」を削り、同欄ウ(イ)中「を申請住戸数で除して得た額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)」を削り、同欄ウを同欄イとし、同表第70項中「第3項」を「第5項」に改め、同項金額の欄中「前項金額の欄ア(ア)、イ(ア)又はウ(ア)」を「前項金額の欄ア(ア)又はイ(ア)」に、「同欄ア(イ)aからhまで、イ(イ)aからhまで又はウ(イ)aからhまで」を「同欄ア(イ)aからhまで又はイ(イ)aからhまで」に改め、「(共同住宅等については、その額を申請住戸数で除して得た額(その額に

100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額))」を削り、同表第71項金額の欄アを次のように改める。

- ア 住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第3項の確認書若しくは同条第4項の住宅性能評価書又はこれらの写しが提出された場合
- (ア) 一戸建ての住宅 新築の場合 4,000円 増築又は改築の場合 6,500円
- (イ) 共同住宅等 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額
- a 床面積の合計(申請に係る住戸を含む一の建築物の変更後の床面積の合計をいう。以下この項において同じ。)が500平方メートル以内のもの 新築の場合 8,500円 増築又は改築の場合 12,500円
- b 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 新築の場合 14,000円 増築又は改築の場合 21,000円
- c 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,500平方メートル以内のもの 新築の場合 26,000円 増築又は改築の場合 39,000円
- d 床面積の合計が2,500平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 新築の場合 39,000円 増築又は改築の場合 59,000円
- e 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 新築の場合 57,500円 増築又は改築の場合 86,500円
- f 床面積の合計が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの 新築の場合 99,500円 増築

又は改築の場合 150,000円

g 床面積の合計が20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの 新築の場合 128,500円 増築又は改築の場合 193,000円

h 床面積の合計が30,000平方メートルを超えるもの 新築の場合 150,000円 増築又は改築の場合 225,500円

別表第2第71項金額の欄イを削り、同欄ウ中「又はイ」を削り、同欄ウ(イ)中「を申請住戸数で除して得た額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)」を削り、同欄ウを同欄イとし、同表第72項中「前項金額の欄ア(ア)、イ(ア)又はウ(ア)」を「前項金額の欄ア(ア)又はイ(ア)」に、「同欄ア(イ)aからhまで、イ(イ)aからhまで又はウ(イ)aからhまで」を「同欄ア(イ)aからhまで又はイ(イ)aからhまで」に改め、「(共同住宅等については、その額を申請住戸数で除して得た額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額))」を削り、同表第73項中「第9条第1項」の次に「及び第3項」を加え、同表中第95項を第96項とし、第85項から第94項までを1項ずつ繰り下げ、同表第84項中「第82項金額の欄ア」を「第83項金額の欄ア」に、「第82項金額の欄イ」を「第83項金額の欄イ」に改め、同項を同表第85項とし、同表第83項中「第81項金額の欄」を「第82項金額の欄」に改め、同項を同表第84項とし、同表第82項を同表第83項とし、同表第81項金額の欄ア(イ)a中「第83項ア(イ)」を「第84項ア(イ)」に、「第85項ア(イ)、」を「第86項ア(イ)及び」に改め、同項を同表第82項とし、同表第80項金額の欄ア(ア)a中「第86項」を「第87項」に改め、同項を同表第81項とし、同表第79項を同表第80項とし、同表第78項中「第76項金額の欄ア」を「第77項金額の欄ア」に、「第76項金額の欄イ」を「第77項金額の欄イ」に改め、同項を同表第79項とし、同表中第77項を第78項とし、第76項を第77項とし、同表第75項金額の欄ア(イ)a中「第77項」を「第78項」に改め、同項ア(ウ)a中「第77項ア(ウ)」を「第78項ア(ウ)」に改め、同項イ(ウ)中「第77項イ(ウ)」を「第78項イ(ウ)」に改め、同項を同表第76項とし、同表第74項の次に次の一項を加える。

75	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第18条第1項の規定に	認定長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る住宅の容積率	160,000円
----	-------------------------------	------------------------------	----------

<p>基づく住宅の容積率の特例の許可の申請に対する審査</p>	<p>の特例許可申請手数料</p>	
---------------------------------	-------------------	--

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年2月20日から施行する。ただし、別表第1の改正規定は、令和4年3月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第2第69項から第72項までの規定は、この条例の施行の日以後にされる申請に係る手数料について適用し、同日前にされた申請に係る手数料については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、改正前の別表第2第69項から第72項までの規定(長期優良住宅建築等計画が、住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律(令和3年法律第48号)による改正前の長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)第6条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類(住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項の登録住宅性能評価機関が作成したものに限る。))が提出された場合の申請に係る部分に限る。)は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、別表第2第69項金額の欄ア(イ)中「定める額を、申請にかかる住戸を含む一の建築物の住戸のうち同時に申請された住戸の数(以下この項から第72項までにおいて「申請住戸数」という。)で除して得た額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)」とあるのは「定める額」と、同表第70項中「額(共同住宅等については、その額を申請住戸数で除して得た額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額))」とあるのは「額」と、同表第71項金額の欄ア(イ)中「定める額を申請住戸数で除して得た額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)」とあるのは「定める額」と、同表第72項中「額(共同住宅等については、その額を申請住戸数で除して得た額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額))」とあるのは「額」とする。

令和3年11月29日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

個人番号カードを使用し交付する証明書の手数料を改めること、及び住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行いたいので、この案を提出するものであります。